

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「かかわらず、」を「かかわらず、地方公務員法第26条の6第7項第1号又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「(以下「育児休業に伴う任期付職員等」という。)」を削る。

第4条中「もの」を「もの（以下「管理監督職員」という。）」に改める。

第11条の2中「第4条の規定により管理職手当を支給される職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として管理者の指定する職員」を「管理監督職員」に、「勤務を要しない」を「所定の勤務時間が割り振られた日以外の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であつて所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

第14条の2中「、第7条の2」及び「及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 3 月 1 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

配偶者同行休業に伴う任期付職員の給与に関し必要な事項を定めるとともに、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の支給範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (抄)

(給料表)

第3条 省 略

2 - 3 省 略

4 前2項の規定にかかわらず、**地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号又は**第18条第1項の規定**若しくは**

により任期を定めて採用された職員(以下「育児休業に伴う任期付職員等」という。)に係る給料表の給料額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従つて、職種ごとに定めるものとする。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、管理者の指定するもの(以下「**管理監督職員**」という。)に対して、その職務の特殊性に基づいて支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員のうち**管理監督職員**

管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として管理者の指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務し**所定の勤務時間が割り振られた日以外の**

た場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、**管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であつて所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。**

(再任用職員等についての適用除外)

第14条の2 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び前条の規定は、再任用職員及び**地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員**には適用しない。

2 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。